

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和6年11月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する決定実施の取り扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。</p> <p>①生活保護法第19条第1項 保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項 保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項 職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条 保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで 徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑫医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑬～⑰の事務については支払基金へ委託する事務である。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム(ふれあい)V5 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の23の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第15条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報提供の根拠] (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172)</p> <p>[情報照会の根拠] (1)番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番42、43、161、162 (2)番号法 第19条第9号</p> <p>(医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事項の根拠) 生活保護法第80条の4</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉子ども部 福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
該当なし。	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉子ども部 福祉総務課 TEL:072-972-1550 MAIL:seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒582-8555 柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉子ども部 福祉総務課 TEL:072-972-1550 MAIL:seikatsufukushi@city.kashiwara.osaka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からの提示又は住基ネットによる4情報または住所を含めた3情報での照会でのマイナンバーの取得を実施しており、またデータ入力等の手作業が介在する際には必ず複数人による確認を行っている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報が保存されている機器及び記録媒体の保存場所を施錠し、情報システムへのアクセスはIDとパスワードを設定し、物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する生活保護の措置に準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 ①生活保護法第19条第1項保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで 徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に関する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、外国人は生活保護法の対象とならないが、昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、国民に対する生活保護の措置に準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行う。 ①生活保護法第19条第1項保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項保護の開始及び変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項 就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項 進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項まで 徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑩医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑪医療保険者向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑫医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑬～⑯の事務については支払基金へ委託する事務である。	事前	
令和5年6月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	・生活保護システム(ふれあい) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム	・生活保護システム(ふれあい) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	・生活保護システム(ふれあい) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー	・生活保護システム(ふれあい)V5 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバーシステム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の15の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の23の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第15条	事後	
令和6年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第2 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活 保護関係情報」が含まれる項 (9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120) (2)番号法 別表第2の主務省令で定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号 別表第2 項番26 (2)番号法 別表第2の主務省令で定める命令第19条	【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」又は「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活 保護関係情報」が含まれる項 (13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172) 【情報照会の根拠】 (1)番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番42、43、161、162 (2)番号法 第19条第9号 (医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事項の根拠) 生活保護法第80条の4	事後	
令和6年11月20日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	【判断の根拠】マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等の際には、本人からの提示又は住基ネットによる4情報または住所を含めた3情報での照会でのマイナンバーの取得を実施しており、またデータ入力等の手作業が介在する際には必ず複数人による確認を行っている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更による
令和6年11月20日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 【判断の根拠】漏えい・滅失・毀損を防ぐために、特定個人情報保存されている機器及び記録媒体の保存場所を施設し、情報システムへのアクセスはIDとパスワードを設定し、物理的安全管理措置や技術的安全措置を実施している。	事後	様式変更による

